

軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項中「第九十条の十四」を「第九十条の十四第一項から第三項まで」に、「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」を「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽

中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率以上（平成三十年四月三十日までの間は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上）」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年轻油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年轻油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年轻油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第四項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成二十八年轻油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年轻油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二

十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第四項第二号二及びホを削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第五項中「検査自動車」の下に「(次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定めるものに限る。)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第一項第四号イ又は同項第五号に掲げる検査自動車で平成二十九年五月一日から平成三十年四月三

十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー

ギー消費効率に百分の百四十を乗じて得た数値以上である検査自動車

二 第一項第四号イ又は同項第五号に掲げる検査自動車で平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギーギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上である検査自動車

第九十条の十二の次に次の一条を加える。

（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）

第九十条の十二の二 国土交通大臣等（自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。第三項において同じ。）は、同法第十一条の規定により検査自動車につき課されるべき自動車重量税の額の納付の事実を確認する場合において、当該納付に係る検査自動車が窒素酸化物排出量等基準につき免税対象車等に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき当該判断をするものとする。

2 この条において「窒素酸化物排出量等基準」とは、前条第一項から第四項までの各号の規定により検

査自動車が免税対象車等に該当するために当該検査自動車が適合しなければならないものとされる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量並びにエネルギー消費効率についての基準（第九十条の十一に規定する政令の規定によりこれに相当する基準を規定する場合には、当該基準を含む。）をいい、「国土交通大臣の認定等」とは、検査自動車と同一の自動車につき申請に基づき国土交通大臣が行つた認定又は評価で、当該認定又は評価の事実に基づき検査自動車が窒素酸化物排出量等基準につき免税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして財務省令で定めるものをいう。

3 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等を受けた者が自動車重量税法第八条、第十条、第十条の二又は第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実をその法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五項において同じ。）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、前項の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第五項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した

ことによるものであるときは、自動車重量税法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該申請をした者又はその一般承継人の同項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならぬ。この場合においては、当該申請をした者又はその一般承継人を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

4 前項後段の規定により課する自動車重量税の額は、自動車重量税法第七条第一項その他自動車重量税に関する法令の規定にかかわらず、前項の規定による通知に係る同法第十三条第一項に規定する納付していない自動車重量税の額に、これに百分の十を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第二項の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けた場合における自動車重量税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、その法定納期限から二年間は、進行しない。この場合においては、同法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。

6 国税通則法第一百十九条第一項の規定は、第四項の規定により計算した金額に百円未満の端数があると
きについて準用する。

7 前三項に定めるもののほか、第三項後段の規定の適用がある場合における自動車重量税法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十条の十四第一項第一号中「第三項第一号及び第二号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 車両総重量が十二トンを超える乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものに適合する検査自動車（第九十条の十二第二項又は第三項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車線逸脱警報装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十九年四月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定

にかかわらず、同項（第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十五第一項中「所有者」を「使用済自動車の所有者」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の規定により同項の」を「第一項又は第二項の規定による」に改め、「所有者」の下に「又は被災自動車の所有者」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 自動車検査証の交付等を受けた自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に限る。）のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に自然災害（被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。）を原因として滅失し、又は解体したものととして政令で定めるもの（以下この条において「被災自動車」という。）については、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災自動車の所有者に（当該被災自動車の所有者が当該被災自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該被災自

動車につき当該被災自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災自動車の所有者に）還付する。

3 前二項の規定は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第九条の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

第九十一条第一項中「次項」及び「第三項」の下に「及び次条第一項」を加える。

第九十一条の二第一項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同条を第九十一条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）

第九十一条の四 地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者（以下この項において「公的貸付機関等」という。）が災害（激甚災害^{じん}）に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、同条第二項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第十二条に規定する措置が指定されたものをいう。以下この条において同じ。）により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付け（当該公的貸付機

関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるもの（以下この項において「金融機関」という。）が災害の被災者であつて政令で定めるものに対して行う金銭の貸付け（当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（自然災害の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税）

第九十一条の二 自然災害（被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。以下この項において同じ。）の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令

で定める者（次項において「被災者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に作成する不動産譲渡契約書等（不動産譲渡契約書又は建設工事請負契約書をいう。次項において同じ。）のうち、当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

一 自然災害により滅失した建物又は自然災害により損壊したため取り壊した建物（第三号において「滅失等建物」という。）が所在した土地を譲渡する場合

二 自然災害により損壊した建物（第六号において「損壊建物」という。）を譲渡する場合

三 滅失等建物に代わるものとして政令で定める建物（以下この項において「代替建物」という。）の敷地の用に供する土地を取得する場合

四 代替建物を取得する場合

五 代替建物を新築する場合

六 損壊建物を修繕する場合

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける被災者（以下この項において「非課税被災者」とい

う。）と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した不動産譲渡契約書等については、当該非課税被災者が保存するものは当該非課税被災者が作成したものとみなし、当該非課税被災者以外の者が保存するものは当該非課税被災者以外の者が作成したものとみなす。

第九十三条第一項第二号中「第七十五条の二第六項及び第八項」を「第七十五条の二第八項及び第十項」に改め、同条第五項中「第七十条の六の四第十七項、第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項」を「第七十条の六の四第十九項、第七十条の七第十三項第十二号及び第二十七項」に、「同条第十五項」を「第七十条の七の四第十五項」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項（第七十条の七の四第十六項）」を「第七十条の六の四第二十項、第七十条の七第三十五項及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項）」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の四第二十項」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第十三条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の

一部を次のように改正する。

第七条第一項中「政令の」を「政令で」に、「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に、「補てんされた」を「補填された」に改め、同条第二項中「の規定に係る」を「に係る」に、「においては、これを」を「には、」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第八条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 前条第一項本文に規定する場合において、その災害について国税通則法第十一条の規定が適用される地域の指定（政令で定める地域の指定をいう。）があり、かつ、国税庁長官が当該地域に所在する酒類（政令で定めるものを除く。以下この項において「特定被災酒類」という。）に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者を指定したときは、当該指定された酒類の製造者を特定被災酒類に係る酒税の納税義務者とみなして、前条の規定を適用する。

前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)」を「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)」に改める。

第六条第一項中「申告の」を「申告等の」に改め、同条第二項中「課税貨物についての納税申告等」を「課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等」に、「酒類についての納税申告等」を「酒類についての課税標準及び税額の申告等」に、「製造たばこについての納税申告等」を「製造たばこについての課税標準及び税額の申告等」に、「揮発油についての納税申告等」を「揮発油についての課税標準及び税額の申告等」に、「課税石油ガスについての納税申告等」を「課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等」に、「原油等についての納税申告等」を「原油等についての課税標準及び税額の申告等」に、「これら」を「、これら」に改め、同条第四項中「(昭和三十七年法律第六十六号)」を削り、同条第五項中「過少申告加算税等」を「申告納税方式による国税等」に改め、同条第六項中「輸入の許可前におけ

る納税申告の修正」を「修正申告」に、「輸入の許可前にする減額更正」を「更正及び決定」に、「賦課決定通知」を「賦課課税方式による関税の確定」に改める。

第十三条第一項第一号中「もの」の下に「（同条第十号に掲げる貨物にあつては、消費税法第七条第一項（輸出免税等）又は第八条第一項（輸出品品販売場における輸出品品の譲渡に係る免税）の規定により消費税の免除を受けたものを除く。）」を加える。

第十九条第三項中「消費税」を「内国消費税」に改める。

第二十二條第一項中「以下」の下に「この条及び第二十四条第四号において」を加える。

第二十六条第一項中「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に、「国税犯則取締法の規定（同法第十一条（事物管轄）及び第十二条第一項（土地管轄）」を「国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定（同法第一百五十三条（調査の管轄及び引継ぎ）及び第一百五十四条第一項（管轄区域外における職務の執行等）」に改め、同条第二項中「国税犯則取締法第十一条第五項（先着手した収税官吏への引継）」を「国税通則法第一百五十三条第五項」に、「収税官吏及び」を「当該職員及び」に、「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄税務署ノ収税官吏（税関職員が最初二発見シタルトキハ

当該発見地又は八犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ税関職員」と、「所轄国税局ノ収税官吏」とあるのは「所轄国税局ノ収税官吏（税関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又は八犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ」を「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は八犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と、「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は八犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二十四号中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同項第三十一号中「第二条第十二号の六の二」を「第二条第十二号の五の三」に改め、同項第三十二号中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に、「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六の二」に改める。

第十条中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第十条の二第一項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「（第三項）」を「（同項）」に改め、同項の表を次のように改める。

個人	区域	事業	資産
一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定 地方公共団体（同法第四 条第一項に規定する 復興推進計画（以下こ の号において「復興推	当該認定地方公共団体 の作成した当該認定を 受けた復興推進計画 （以下この表において 「認定復興推進計画」 という。）に定められ た同法第四条第二項第	産業集積事業（同法第 二条第三項第二号イ （福島復興再生特別措 置法第七十四条の規定 により読み替えて適用 する場合を含む。）に 掲げる事業をいう。）	機械及び装置、建物及 びその附属設備並びに 構築物（建築物整備事 業にあつては、認定復 興推進計画の区域にお ける市街地と産業の復 興に資するものとして

進計画」という。）に つき同条第九項（福島 復興再生特別措置法	四号イに規定する復興 産業集積区域	又は建築物整備事業 （東日本大震災復興特 別区域法第二条第三項	政令で定める要件を満 たす建物及びその附属 設備）
（平成二十四年法律第 二十五号）第七十四条 又は第七十五条の規定 により読み替えて適用 する場合を含む。）の 認定（東日本大震災復 興特別区域法第六条第 一項の変更の認定を含 む。以下この号におい て「認定」という。）		第二号ロ（福島復興再 生特別措置法第七十五 条の規定により読み替 えて適用する場合を含 む。）に掲げる事業を いう。以下この号にお いて同じ。）	